

ました。分別表をよく見て、正しい分別でごみを出しましょう。



永年の功績が認められました

社会教育功労者表彰



森脇 智亮さん(60)

梅香

地域における社会教育功労者

■永年、地域における社会教育活動を推進するため、社会教育の振興に貢献した。

北海道社会貢献賞

米澤 宏厚さん(56)
苫多

海難救助功労者

■永年、日本水難救済会厚岸救難所員として海難事故の救助活動や海難防止思想の普及・啓蒙に貢献した。

不法投棄・不法焼却は絶対にやめましょう

問い合わせ
廃棄物対策係

ごみの不法投棄・不法焼却は『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』により禁止されています。

不法投棄や不法焼却をした場合は、5年以下の懲役または1千万円以下の罰金(法人の場合は3億円以下)、もしくはその両方が科せられます。

厚岸町の豊かな自然環境を次の世代に残していくため、ごみの不法投棄や不法焼却は絶対にやめましょう。

また、ごみの不法投棄や不法焼却を発見した場合は、厚岸警察署(☎52-0110)または役場環境林務課へ通報してください。

水道

水道管の凍結に注意しましょう

問い合わせ
業務係

年末・年始や冬休みなど、家を空けるときは、水抜きをして元栓を落とすなど、凍結による故障に注意しましょう。

また、屋外の蛇口や水道管についても、冷え込みによる凍結や破裂の恐れがありますので、元栓を落とすなどの凍結対策を心掛けましょう。

水道管が凍結して水が出ないときは、厚岸町の指定給水装置工事業業者へ修理を依頼してください。

受益者負担金の納め忘れはありませんか

問い合わせ
業務係

下水道の利用が可能な地区に土地などを所有している人は、公共下水道受益者負担金を5年間に分けて納めてもらっています。

この負担金は下水道の建設費に充てられます。

12月26日(月)は第3期の納期限です。納め忘れがないか納付書を確認の上、期限までに納めましょう。

また、口座振替もできますのでご利用ください。

税

家屋の新增築や解体をした人は連絡・届出を

問い合わせ
資産税係

令和4年1月2日以降に新築、増築した家屋は、令和5年度から固定資産税・都市計画税(都市計画区域のみ)の課税対象となります。

固定資産税を算出するための家屋調査が済んでいない場合は、職員が伺いますのでご連絡ください。

なお、新增築した家屋で登記が完了している場合には、法務局から役場へ通知があります。登記をしていない場合には新增築したことを把握することが困難なため、必ず連絡をお願いします。

また、所有している家屋を解体し

た場合は、『家屋解体・滅失申告書』を12月中に資産税係へ提出してください。提出された家屋は、令和5年度以降の固定資産税等が課税されません。

家屋を解体した場合でも、滅失登記申請を行っている場合は、申告書を提出する必要はありません。

固定資産税等は賦課期日(1月1日)に土地・家屋・償却資産を所有している人が町に納める税金です。

そのため、1月2日以降に家屋を解体した場合は、令和5年度の固定資産税等が課税されます。

今月の納期は12月26日(月)

問い合わせ
収納係

町税などの納付にスマホ決済アプリを利用した納付が可能となっております。これまでどおり、口座振替やコンビニエンスストアでの納付もできますので、ぜひご利用ください。

●町道民税・固定資産税・都市計画税第7期

●国民健康保険税(普通徴収)第6期
●後期高齢者医療保険料(普通徴収)第6期

●介護保険料(普通徴収)第6期

